

新型コロナウィルス感染症 関連融資制度

実施主体		対象者	限度額	資金使途	貸付期間 (据置期間)	利率	保証料	保証人	備考
日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b令和元年12月の売上高 c令和元年10月～12月の平均売上高</p>	<p>①中小企業事業 6億円（別枠） ※中小企業向け</p> <p>②国民生活事業 8千万円（別枠） ※個人企業や小規模企業向け</p>	運転及び設備資金	20年内（5年内）	<p>①中小企業事業 基準金利 1.07～1.80% ※4億円を限度として3年目までは ▲0.9%</p> <p>②国民生活事業 基準金利 1.12～2.15% ※8千万円を限度として3年目までは ▲0.9%</p>	なし	要相談	
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 新型コロナウイルス感染症関連	<p>・商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者（商工業者に限る）であつて、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であつて、最近1カ月間の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方</p>	1千万円（別枠）	運転及び設備資金	20年内（5年内）	1.12% ※1千万円を限度として3年目までは ▲0.9%	なし	不要	<相談窓口> ■日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>・生活衛生関係の事業を営む方（旅館・飲食・理美容店など） ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であつて、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b令和元年12月の売上高 c令和元年10月～12月の平均売上高</p>	8千万円（別枠）	運転及び設備資金	20年内（5年内）	基準金利 1.12～2.15% ※6千万円を限度として3年目までは ▲0.9%	なし	要相談	<秋田支店> ■秋田支店 中小企業事業 018-832-5511 国民生活事業 0570-005597 ■湯沢商工会議所 73-6111 ■ゆざわ小町商工会 42-2163
	生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付) 新型コロナウイルス感染症関連	<p>・生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であつて生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた、常時使用する従業員数が5人（旅館業及び興行場営業を営む方は20人）以下の会社または個人 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であつて、最近1カ月間の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方</p>	1千万円（別枠）	運転及び設備資金	20年内（5年内）	1.12% ※1千万円を限度として3年目までは ▲0.9%	なし	不要	
	新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変対策特別貸付	<p>・新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であつて、次のいずれにも該当する方</p> <p>①最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期（業歴3カ月以上1年未満の場合は、最近1カ月の売上高が過去3カ月（最近1カ月を含む）の売上高の平均額）に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれる ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる</p>	1千万円（別枠） 旅館業は3千万円（別枠）	運転資金	15年内（3年内）	1.97～3.00% ※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の方について… ▲0.9%	なし	要相談	
秋田県信用保証協会の保証付き融資	経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症対策枠) ※令和2年3月9日～	<p>次の要件を満たす中小企業者。</p> <p>直近の3か月間の受注高又は売上高が、前年等同期に比べて減少していること。 ＊受注高又は売上高について、当該直近3か月間の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月を含む3か月間又は直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができます。</p> <p>*認定基準の運用緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者も対象</p>	8千万円（別枠）	運転及び設備資金	10年内（2年内）	<p>1.35%（通常） ※セーフティネット保証4号該当者は0.68% 4号該当者は1.15% ※セーフティネット保証5号該当者は0.56% 5号該当者は1.35%</p> <p>※市が全額負担</p>	1.40%以下 ※セーフティネット保証4号該当者は0.68% 4号該当者は1.15% ※セーフティネット保証5号該当者は0.56% 5号該当者は1.35%	取り扱い金融機関の定めによる	<申込> ■秋田銀行 ■北都銀行 ■羽後信用金庫 ほか、金融機関県内所在本・支店 ■県信用保証協会
	経営安定資金 (ウイズ・アフターコロナ枠) ※令和3年8月2日～	<p>次の①から③のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）の規定による市町村長の認定を受けていること ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の規定による市町村長の認定を受けていること ③次の（ア）又は（イ）（Ⅰ）から（VI）のいずれかに該当すること （ア）最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること （イ）（Ⅰ）最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること （Ⅱ）最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること （Ⅲ）直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること （Ⅳ）最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること （Ⅴ）最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること （VI）直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p>	1億円（別枠）	運転及び設備資金	10年内（5年内）	1.55%	対象①②は0.20% 対象③は1.15%以下	取り扱い金融機関の定めによる	<問合せ> ■県産業政策課 018-860-2215 ■県信用保証協会 018-863-9011
市	一般事業資金	湯沢市内で事業を営む中小企業者及び小規模事業者で、市内に1年以上住所又は事業所を有し、現に同一事業を1年以上営んでいる市税完納者	2千万円	運転及び設備資金	10年内（2年内）	1.75%	~1.90% ※市が全額負担		<申込> ■市内金融機関各支店
	小口事業資金					1.55%	~2.20% ※市が全額負担	法人は代表者 個人は不要	<問合せ> ■市商工課 55-8186 ■湯沢商工会議所 73-6111 ■ゆざわ小町商工会 42-2163